

d 払い決済サービス利用規約

第1条 適用関係

本 d 払い決済サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、会員が QR コード決済代行サービスのうち、d 払い決済サービス（次条で定義します。）を利用する場合に、PAY-CHORUS 利用規約とともに適用されるものとします。PAY-CHORUS 利用規約で定める定義は、本規約にも適用されるものとし、PAY-CHORUS 利用規約と本規約の内容が相反する場合、本規約の内容が優先して適用されます。

第2条 定義

本規約で使用する用語の定義は、別途定義されない限り、次のとおりです。

- (1) 「d 払い決済サービス」とは、NTT ドコモ社が提供する、会員と購入者との間の取引におけるコンテンツ等の代金の決済を行うサービスをいいます。
- (2) 「NTT ドコモ社」とは、株式会社 NTT ドコモ・フィナンシャルグループをいい、PAY-CHORUS 利用規約第1章第2条(24)に定める「決済会社」に当たるものとします。

第3条 包括代理権の授与

1. 会員は、当社に対し、d 払い決済サービスを利用するにあたり、以下のすべての事項について、包括的に代理する権限を授与するものとします。
 - (1) d 払い決済サービスの利用の申込み
 - (2) NTT ドコモ社との間の契約及びこれに付随する合意に関する事項
 - (3) NTT ドコモ社に対する各種届出、報告及び申請行為
 - (4) NTT ドコモ社に対する売上請求及び売上請求の取消請求に関する事項
 - (5) NTT ドコモ社に対する売上債権の譲渡及び売上債権の買戻しに関する事項
 - (6) d 払い決済サービスに基づく決済代金の受領
 - (7) NTT ドコモ社に対する通知及び NTT ドコモ社からの通知の受領
 - (8) 前各号に定めるもののほか、会員が d 払い決済サービスを利用するために必要な一切の行為
 - (9) その他 NTT ドコモ社及び当社が合意した事項
2. 会員は、前項において授与した包括代理権の全部又は一部を撤回することができないものとします。
3. 会員は、第1項の規定に基づき当社に授与した包括代理権の範囲内の行為について、当社が代理人として適切な行為を行わない場合等合理的な理由がある場合を除き、本人としてかかる行為を行わないものとします。

決済会社規約等

d 払い（ネット決済）包括加盟店規約

https://service.smt.docomo.ne.jp/keitai_payment/corporation/corp-regulation/pdf/kameiten-kiyaku_3.pdf

以上

附則

2026 年 6 月 1 日制定・施行

2026 年 7 月 1 日改定